

居住制限区域（浪江町）に居住していた申立人ら（父母及び未成年の子2名）について、申立人子らが原発事故前に通園していた幼稚園の費用と避難先で通園した幼稚園の費用との差額分が生活費増加費用として賠償されたほか、原発事故当時5歳と1歳の乳幼児であった申立人子らを抱えながら避難先での生活に苦労があったこと等を考慮して、平成23年3月から原発事故当時1歳だった申立人子が小学校に入学した前月の平成27年3月まで、月額3割の日常生活阻害慰謝料（増額分）が賠償された事例。

和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）について、申立人X1、同X2、同X3及び同X4（以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないこととする。

1 生活費増加費用（保育料）

（平成23年7月1日から平成24年3月31日、

及び平成25年4月1日から平成27年3月31日）

金425,738円

2 精神的損害（日常生活阻害慰謝料増額分）

（平成23年3月11日から平成27年3月31日）

金1,476,000円

第2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、前項記載の損害項目及び期間に対する和解金として、合計金1,901,738円の支払義務があることを認める。

第3 支払方法

（省略）

第4 清算条項

申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

- 1 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求をすることを妨げない。

2 本和解に定める金額にかかる遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対し別途請求しない。

第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、各自1通をそれぞれ保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和3年5月14日

（仲介委員 廣瀬 正司）